

不妊治療費の助成対象を拡大します こども相談課 ☎76-5310 FAX34-4379

経済的負担を支援するため、不妊治療費の助成対象を拡大します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

【対象となる治療の種類】

- ①一般不妊治療…産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科で受診する、不妊検査・一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発、ホルモン療法など)・人工授精など
- ②生殖補助医療…厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長などに届け出た保険医療機関で受診する、保険診療の体外受精・顕微授精^{けんび}・男性不妊手術・胚移植など。また、保険診療の生殖補助医療と併せて行う先進医療*

*最新の先進医療一覧や、先進医療を実施している医療機関については厚生労働省ホームページをご覧ください。

【助成金額】下表のとおり

①一般不妊治療		②生殖補助医療	
保険診療	保険外診療	保険診療	先進医療
自己負担額の2分の1	自己負担額の10分の7	自己負担額の2分の1	自己負担額の10分の7
上限10万円		上限20万円	

*自己負担額には文書料、差額ベッド代、食費などは含まれません。また、高額療養費制度や付加給付金制度により助成された金額も除きます。

【対象者】以下の全てに該当する人

- 夫婦の一方または双方が市内在住
- 医療保険各法による被保険者または被扶養者
- 医療機関にて不妊治療が必要と認められている
- 婚姻をしている(同一世帯で事実上の婚姻関係がある)
- 女性の治療開始年齢が43歳未満(生殖補助医療のみ)

【対象となる治療期間】下表のとおり

①一般不妊治療(保険診療)	本年3月1日～令和7(2025)年2月28日
①一般不妊治療(保険外診療)、 ②生殖補助医療(保険診療・先進医療)	本年4月1日～令和7(2025)年2月28日

【申請方法】

令和7(2025)年8月29日(金)までに、市役所2階こども相談課へ直接
※来庁前に、一度ご連絡ください。



能登半島豪雨に対する支援を進めます

9月に発生した能登半島豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。本市では、被災地に向けて引き続き支援を進めてまいります。

石川県輪島市への寄付を代理で受け付けます

被災自治体である石川県輪島市が災害からの復旧に注力することができるよう、ふるさと納税の仕組みを利用して本市が代理で寄付を受け付けます。

【代理寄付の受け付け期間】

令和7(2025)年3月31日(月)まで

【代理寄付の受け付けサイト】

さとふる(右記QRコード参照)



☎ 財政課(☎32-8002 FAX76-5021)

義援金の募金箱を設置しています

皆さんからの義援金を受け付けています。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられます。また日本赤十字社では、義援金を銀行振り込みでも受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。

【設置場所】

- 市役所1階 総合案内
- 市役所1階 福祉課窓口
- 三好公園総合体育館
- おかよし交流センター
- 市民情報サービスセンター「サンネット」
- 図書館学習交流プラザ「サンライブ」1階 総合案内



☎ 福祉課(☎32-8010 FAX34-3388)

給食費の無償化を実施します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本年4月に遡^{さかのぼ}って給食費の無償化を実施します。

保育園・幼稚園などの給食費の無償化について

保育園・幼稚園などに通う全ての満3歳児から5歳児(年長)までを対象に、給食費の無償化を実施します(1カ月当たり上限5,100円)。詳細は各園から通知します。ただし、認可外保育施設などに通園しているお子さんについてはお問い合わせください。

☎ 保育課 (☎76-5420 FAX76-5103)

小中学校給食支援金の給付について

給食センターから提供している給食の、給食費無償化事業の対象となっていない小中学生を対象に、支援金の給付を実施します。詳細は対象者へ個別に通知します。

☎ 学校給食センター (☎32-0100 FAX34-0199)

コロンバス市との友好交流が30周年を迎えました

秘書広報課 ☎32-8032 FAX34-6008

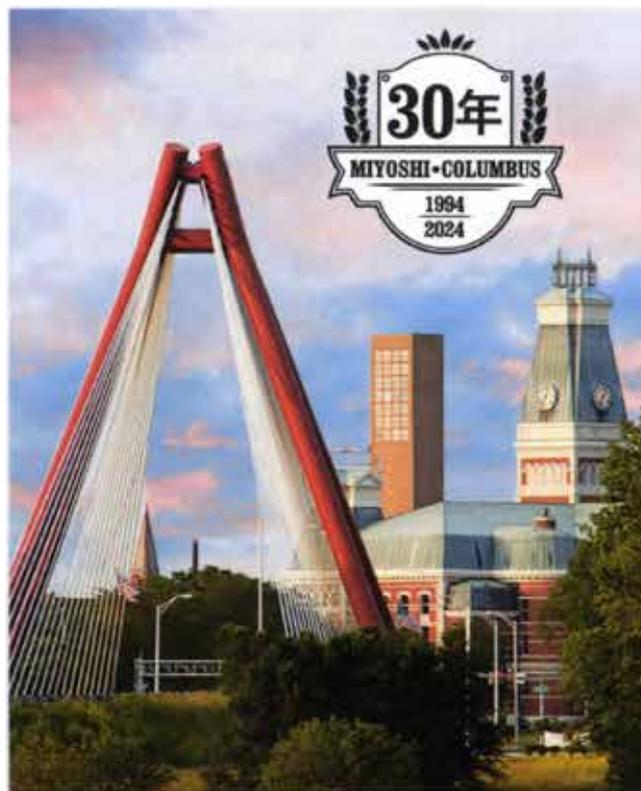
本市の友好都市であるアメリカ合衆国インディアナ州コロンバス市から、交流を始めて30周年を迎えたことを記念してAR(拡張現実)による動画メッセージが贈られました。以下の手順に従って、ぜひ皆さんもご覧ください。

【ARメッセージの再生手順】

- ①スマートフォンなどでQRコードを読み取る▶
- ②「起動」→「許可」の順で画面をタップする
- ③右の画像を読み取る▶



▲コロンバス市旗



▲こちらの画像を読み取ってください

中日新聞情報アプリ「Lorcle」に本市が参加しました

ロークル 秘書広報課 ☎32-8357 FAX76-5021

Lorcleとは、株式会社中日新聞社が運営する情報発信アプリです。新聞の地域ニュースと、自治体や企業の情報を組み合わせた記事を掲載しています。利用者は居住地の情報だけでなく、関心がある別の地域の情報も受け取ることができます。

なお現在、県内で参加しているのは半数以上の30自治体で、西三河では本市が初(10月11日時点)。ぜひQRコードからLorcleアプリをダウンロードして、地域の情報を手に入れてください。



Lorcle



令和5(2023)年度 決算報告

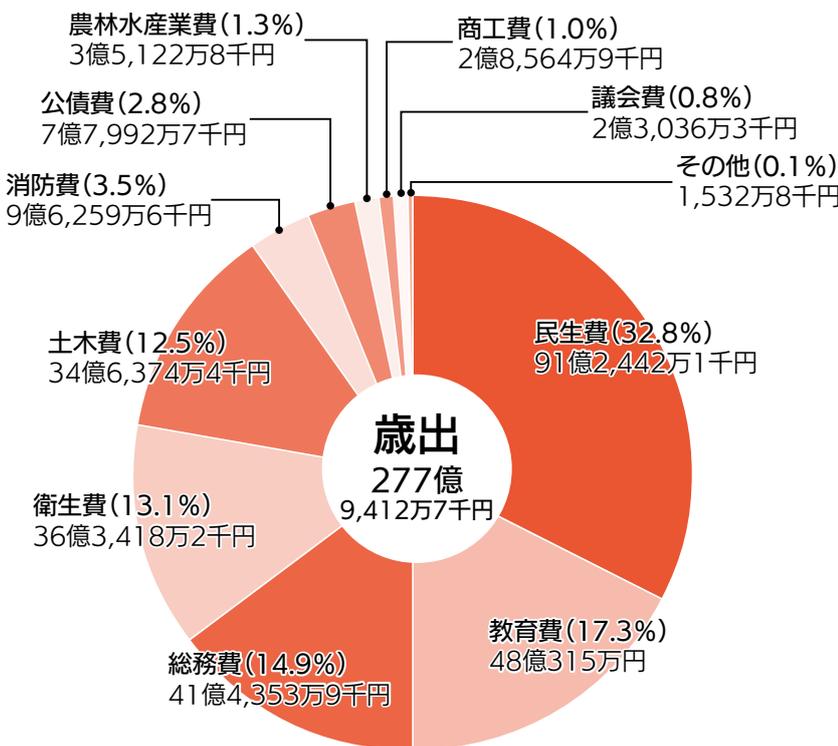
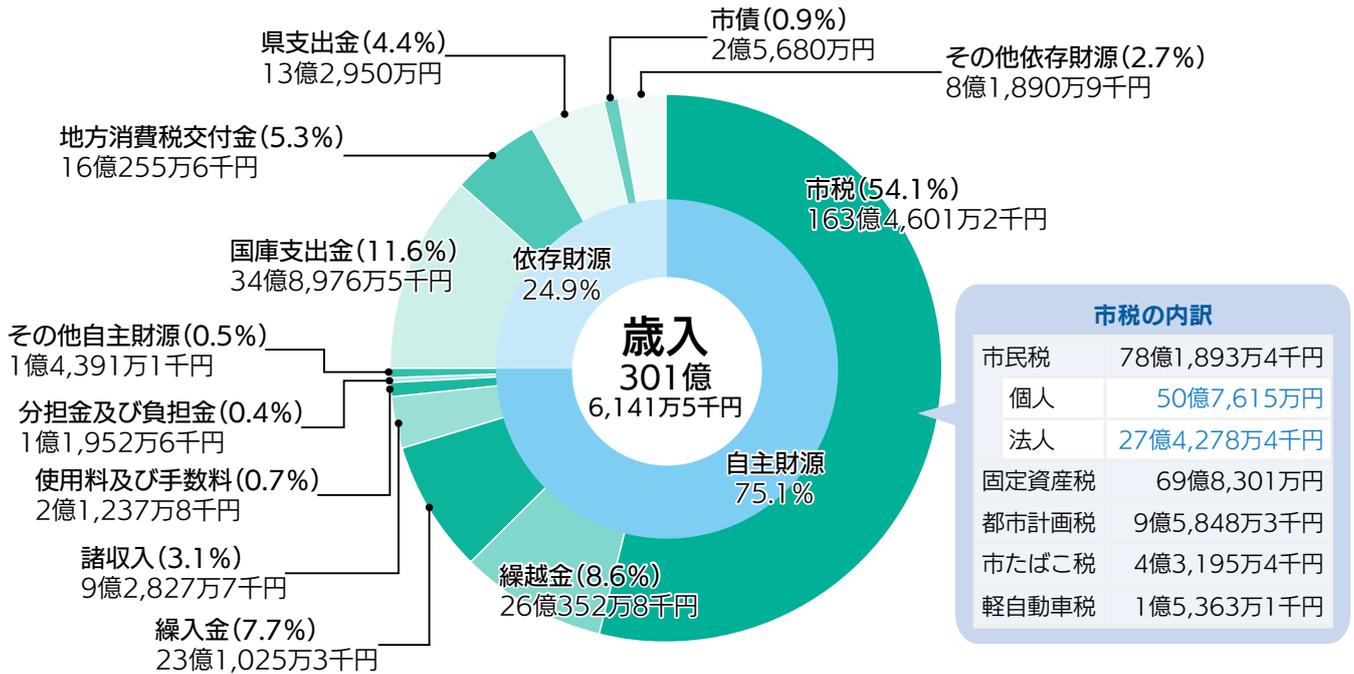
財政課 ☎32-8002
FAX 76-5021

皆さんに納めていただいた税金などが、どのように使われているのかを知っていただくため、本市の決算状況をお知らせします。

令和5(2023)年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入385億504万2千円、歳出359億3,568万4千円でした。前年度と比較すると、歳入で12億4,782万9千円の減額、歳出で9億8,570万2千円の減額となりました。

計画的かつ効率的な行財政運営により、令和5(2023)年度の一般会計では、実質収支(歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いたもの)で、**19億5,261万8千円の黒字決算**となりました。

一般会計



用語解説

歳入	市に入ったお金
歳出	市が使ったお金
市税	市民の皆さんや事業所などが納めたお金
繰越金	前年度から繰り越されたお金
繰入金	特定の目的のために基金から繰り入れたお金
諸収入	預金利子やその他の収入
分担金及び負担金	市が行う事業の受益者からの応分の負担金
国庫支出金	国から交付されるお金(補助金や負担金など)
地方消費税交付金	地方消費税(市町村分)のうち県から市へ配分されたお金
県支出金	県から交付されるお金(補助金や負担金など)
市債	事業を行うために国や金融機関などから借りたお金

※割合が100%を超えるのは、端数処理によるものです。

特別会計

特定の事業を行うための収入・支出について、一般会計と区別して経理が行われる会計です。

会計	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	45億4,812万1千円	44億3,260万7千円
介護保険特別会計	29億9,922万9千円	29億1,346万2千円
後期高齢者医療特別会計	7億9,627万8千円	7億9,548万9千円
合計	83億4,362万7千円	81億4,155万7千円

企業会計

独立採算制を原則とした、企業の色合いの強い事業を行う会計です。

※△はマイナスを表します。

下水道事業

区分	決算額
事業収益	18億7,068万1千円
事業費用	18億5,424万円
事業収支	1,644万1千円
資本的収入	5億2,072万4千円
資本的支出	8億1,514万3千円
資本的収支	△2億9,441万9千円

病院事業

区分	決算額
事業収益	31億2,240万8千円
事業費用	31億8,373万円
事業収支	△6,132万2千円
資本的収入	8億302万2千円
資本的支出	8億3,965万4千円
資本的収支	△3,663万2千円



民生費

14万8,655円
社会福祉や高齢者・障がい者・児童福祉などに



教育費

7万8,253円
学校教育や生涯学習、スポーツ振興などに



総務費

6万7,506円
戸籍や統計、選挙、徴税、交通安全などに



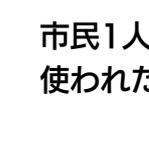
衛生費

5万9,208円
保健事業や公害対策、廃棄物処理などに



土木費

5万6,431円
道路や河川、公園の整備や都市計画などに



市民1人当たり
使われたお金は…

45万2,821円

※令和6(2024)年4月1日現在の人口6万1,380人で算出。



消防費

1万5,683円
消防や火災、水害、地震などの災害対策に



公債費

1万2,707円
市が国や金融機関などから借入れたお金の返済に



農林水産業費

5,722円
農業振興や地籍調査、緑化推進などに



商工費

4,654円
商工業の振興や観光事業などに



議会費

3,753円
議会運営や議員活動などに



労働費

171円
勤労者の支援や勤労者施設の管理運営などに



災害復旧費

79円
暴風、豪雨、地震などによる災害の復旧に

健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率とは、市の財政が健全に運営できているかを判断する指標のことです。資金不足比率とは、下水道事業会計と病院事業会計について赤字の程度を示したものです。

本市は全ての比率で基準を大きく下回っているため、**財政構造の健全性が保たれている**といえます。

健全化判断比率		比率	基準値
実質赤字比率	一般会計などの赤字の比率	- ※1	12.55
連結実質赤字比率	市全体の赤字の比率	- ※1	17.55
実質公債費比率	市全体の借入金返済額の大きさを示す比率	2.2	25.0
将来負担比率	将来負担すべき実質的負債の比率	- ※2	350.0

資金不足比率

下水道事業会計と病院事業会計について、いずれも資金不足額はありませんでした。

※1…本市が黒字であるため算定されません(実質黒字比率は10.40%、連結実質黒字比率は20.64%)。

※2…将来負担額を上回る基金などの財源があるため算定されません。

下水道の使用料を改定します 下水道課 ☎32-8022 FAX34-4429

厳しい経営状況が続く下水道事業において健全な経営を行うため、令和7(2025)年4月1日からの下水道使用料を下表のとおり改定します。今後も安心して下水道を使用できるように、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※実際の請求については、6月検針(7月請求)分から改定後の使用料となります。詳細は、ホームページをご覧ください。



ホームページ



● 現行と改定後の下水道使用料(2カ月当たり・税抜き)

区分	排水量	現行の使用料	改定後の使用料
基本使用料	—	1,800円	1,900円
超過・従量使用料 (1㎡当たり)	10㎡まで	基本使用料に含む	10円
	10㎡を超え20㎡まで		20円
	20㎡を超え40㎡まで	90円	105円
	40㎡を超え60㎡まで		115円
	60㎡を超え100㎡まで	100円	125円
	100㎡を超え200㎡まで	120円	145円
	200㎡を超え600㎡まで	140円	170円
	600㎡を超え1,000㎡まで	170円	205円
1,000㎡を超えるもの	210円		

● 改定後の下水道使用料の算定例(2カ月で1,000㎡使用したと仮定)

① 基本使用料	排水量	② 従量使用料 (1㎡当たり)	③ 使用量	使用料 【①または②×③】
1,900円	—	—	—	1,900円
—	10㎡まで	10円	10㎡	100円
—	20㎡まで	20円	10㎡	200円
—	40㎡まで	105円	20㎡	2,100円
—	60㎡まで	115円	20㎡	2,300円
—	100㎡まで	125円	40㎡	5,000円
—	200㎡まで	145円	100㎡	14,500円
—	600㎡まで	170円	400㎡	68,000円
—	1,000㎡まで	205円	400㎡	82,000円
④算定額合計(税抜き)			1,000㎡	176,100円
請求額[税込み]【④×1.1】				193,710円

● 下水道使用料の改定による、2カ月当たりの差額 ※[]内は請求額・税込み

使用量	現行の使用料	改定後の使用料	差額
0㎡	1,800円 [1,980円]	1,900円 [2,090円]	+100円 [+110円]
10㎡	1,800円 [1,980円]	2,000円 [2,200円]	+200円 [+220円]
20㎡	1,800円 [1,980円]	2,200円 [2,420円]	+400円 [+440円]
40㎡	3,600円 [3,960円]	4,300円 [4,730円]	+700円 [+770円]
60㎡	5,400円 [5,940円]	6,600円 [7,260円]	+1,200円 [+1,320円]
100㎡	9,400円 [10,340円]	11,600円 [12,760円]	+2,200円 [+2,420円]
200㎡	21,400円 [23,540円]	26,100円 [28,710円]	+4,700円 [+5,170円]
600㎡	77,400円 [85,140円]	94,100円 [103,510円]	+16,700円 [+18,370円]
1,000㎡	145,400円 [159,940円]	176,100円 [193,710円]	+30,700円 [+33,770円]

みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

全国一斉 秋の火災予防運動 11月9日(土)～15日(金)

令和5(2023)年中に尾三消防本部管内で発生した建物火災38件のうち、住宅火災は24件と約6割を占めていました。この機会に家族で家庭の防火について話し合い、確認してみましょう。

【住宅用消火器を備えましょう】

令和5(2023)年中に尾三消防本部管内で住宅用消火器を使用して初期消火に成功した件数は5件でした。住宅用消火器を使用することで火災による被害を軽減することができます。ぼや火災で済んだ事例は全国でも数多くあります。自分自身や家族を守るためにも、自宅に住宅用消火器を備えましょう。

住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具とは、一般家庭でも使用しやすいように開発された消火器具で、火元を狙いやすく誰でも簡単に取扱うことができます(下部写真参考)。しかし、普通火災用・油火災用・電気火災用など消火器具の種類によって適応する火災が異なるため、自宅に置かれている消火器具がどの火災に適応しているか、また使用期限が切れていないかを確認しましょう。



令和5(2023)年度 尾三消防組合一般会計決算

令和5(2023)年度は、歳入総額41億9,046万8,819円に対し、歳出総額40億5,313万8,156円で、歳出予算の執行率は92.6%となりました。

「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」に向け、消防広域化のスケールメリットを最大限に活用した盤石な消防組織を目指していきます。

【住宅用火災警報器の設置は義務です】

住宅用火災警報器は、住宅を対象に火災予防条例で設置が義務付けられていますが、尾三消防本部管内でも一部の住宅が条例どおりに設置されていない状況です。自分自身や家族の命と財産を守るためにも、必ず適正に住宅用火災警報器を設置してください。

尾三消防本部では、ご自身での取り付けが難しい人に対して消防職員がご自宅に訪問し、無償で住宅用火災警報器を取り付ける支援を行っています。事前相談も随時受け付けていますので、お気軽に問い合わせてください。

※住宅用火災警報器は、ご自身で用意してください。また電気工事を伴うものは除きます。



市税などの納期 納税課 ☎32-8051 FAX32-2585

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。
※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

区分	納付期限
固定資産税・都市計画税	3期 12月25日(水)
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料(普)	5期 12月2日(月) 6期 12月25日(水)

(普)…普通徴収

みよし市の人口

(令和6(2024)年10月1日現在)

人口 61,383人(+75人)

男性 31,464人(+41人)

女性 29,919人(+34人)

世帯数 26,023世帯(+79世帯)

※()は前月比